

○文部科学省  
厚生労働省 令第三号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第三条第一号及び第三十九条の規定に基づき、公認心理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月三十日

文部科学大臣 萩生田光一  
厚生労働大臣 加藤 勝信

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令

公認心理師法施行規則（平成二十九年 文部科学省 令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第三条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者）</p> <p><b>第一条</b> 公認心理師法（以下「法」という。）第三条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により公認心理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>（大学における公認心理師となるために必要な科目）</p>	<p>（新設）</p> <p><b>第一条</b> 公認心理師法（以下「法」という。）第七条第一号及び第二号の大学における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 二十五（略）</p> <p>（実習演習科目）</p>
<p><b>第一条の二</b> 法第七条第一号及び第二号の大学における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 二十五（略）</p> <p>（実習演習科目）</p>	<p><b>第一条</b> 公認心理師法（以下「法」という。）第七条第一号及び第二号の大学における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 二十五（略）</p> <p>（実習演習科目）</p>
<p><b>第三条</b> 第一条の二第二十四号及び第二十五号並びに前条第十号の科目を教授する教員（以下「実習演習担当教員」という。）は、公認心理師の資格を取得した後、法第二条各号に掲げる行為の業務に五年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習演習</p>	<p><b>第三条</b> 第一条第二十四号及び第二十五号並びに前条第十号の科目を教授する教員（以下「実習演習担当教員」という。）は、公認心理師の資格を取得した後、法第二条各号に掲げる行為の業務に五年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習演習担</p>

習担当教員を養成するために行う講習会であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者でなければならぬ。

255 (略)

(法第七条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者)

第四条 法第七条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。附則第八条第一項第一号を除き、以下同じ。)において第一条の二各号に掲げる科目を修めて同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、同法による大学院において第二条各号に掲げる科目を修めてその課程を修了したもの
- 二 学校教育法による専修学校の専門課程(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。附則第八条第一項第二号を除き、以下同じ。)において第一条の二各号に掲げる科目を修めて卒業した者であつて、同法による大学院において第二条各号に掲げる科目を修めてその課程を修了したもの

- 2 法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
  - 一 学校教育法による大学において第一条の二各号に掲げる科目を修めて、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
  - 二 学校教育法による専修学校の専門課程において第一条の二各号に掲げる科目を修めて卒業した者

当教員を養成するために行う講習会であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者でなければならぬ。

255 (略)

(文部科学省令・厚生労働省令で定める者)

第四条 法第七条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。附則第八条第一項第一号を除き、以下同じ。)において第一条各号に掲げる科目を修めて同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、同法による大学院において第二条各号に掲げる科目を修めてその課程を修了したもの
- 二 学校教育法による専修学校の専門課程(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。附則第八条第一項第二号を除き、以下同じ。)において第一条各号に掲げる科目を修めて卒業した者であつて、同法による大学院において第二条各号に掲げる科目を修めてその課程を修了したもの

- 2 法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
  - 一 学校教育法による大学において第一条各号に掲げる科目を修めて、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
  - 二 学校教育法による専修学校の専門課程において第一条各号に掲げる科目を修めて卒業した者

(死亡等の届出)

第十八条 公認心理師が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、公認心理師登録証を添え、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合
- 二 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者
- 三 法第三条第一号に該当するに至つた場合
- 四 法第三条第二号又は第三号に該当するに至つた場合

附則 (実習演習担当教員及び実習指導者に関する経過措置)

第八条 (略)

- 2 実習指導者については、第三条第四項の規定にかかわらず、当分の間、法第二条各号に掲げる行為の業務に五年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、第一条の二各号に掲げる科目を開設する学校教育法による大学若しくは専修学校の専門課程又は第二条各号に掲げる科目を開設する同法による大学院が適当と認める者を実習指導者とすることができる。

(新設)

第十八条 公認心理師が次のいずれかに該当するに至つた場合には、当該公認心理師又は戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、公認心理師登録証を添え、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合
- 二 法第三条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合

附則 (新設) (実習演習担当教員及び実習指導者に関する経過措置)

第八条 (略)

- 2 実習指導者については、第三条第四項の規定にかかわらず、当分の間、法第二条各号に掲げる行為の業務に五年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、第一条各号に掲げる科目を開設する学校教育法による大学若しくは専修学校の専門課程又は第二条各号に掲げる科目を開設する同法による大学院が適当と認める者を実習指導者とすることができる。

様式第二中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能を障害により公認心理師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる者」に改める。

附則

- 1 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。